

様

この用紙を必ず提出してください

添付書類報告票（チェックシート）

県	組合	支部	職員コード	生協組合員番号

今回のご請求内容				
請求事由	(原因) 1. 疾病 2. 事故 3. 交通事故 (事由) 1. 死亡 2. 重度障がい 3. 後遺障がい 4. 入院 5. 通院 6. 手術 7. 傷病障がい/疾病診断 8. ドナー 9. がん保障			
共済契約者 (組合員)	フリガナ	性別	生年月日（西暦）	
		1. 男 2. 女		
被共済者	フリガナ	性別	生年月日（西暦）	ご契約者との続柄
		1. 男 2. 女		0. 本人 1. 配偶者 2. こども その他（ ）

【必要書類】（添付書類チェック欄）

日頃のじちろうの共済のご愛顧に心より感謝申し上げますとともに、この度のご受療の由、謹んでお見舞い申し上げます。共済金のご請求には下記の書類が必要になります。提出する書類の全てにチェック☑し、この用紙とともに組合にご提出ください。

<input type="checkbox"/> (枚)	共済金支払請求書	別紙の「ご記入方法」に沿ってご記入し、必ずご提出ください。（所定の様式、原本）
<input type="checkbox"/> (枚)	所定の「入院・通院・手術等治療証明書（診断書）」	所定の「入院・通院・手術等治療証明書（診断書）」にてご請求ください。ただし、一定の要件を満たす場合には、別に定める他の書類をもって、所定の診断書に代替できるものとします。（下記診断書の「一部省略」参照）
<input type="checkbox"/> (枚)	印鑑登録証明書	受取人の印鑑登録証明書をお取り寄せください。（原本のみ、写し不可、発行から3カ月以内のもの）ただし、受取人が契約者ご本人でご契約者本人名義の口座に振り込む場合、または共済金の合計額が1回の請求において200万円未満の場合は、印鑑登録証明書は省略できます。
<input type="checkbox"/> (枚)	所定の「入院・通院自己申告書」	診断書の一部省略で請求する際に、所定外の診断書、医療機関発行の各種証明書、領収書、診療明細書と併せてご提出いただく書類です。ご自身でご記入いただき、「申告書」欄にご署名をいただきます。
<input type="checkbox"/> (枚)	医療機関発行の領収書等のコピー	診断書類の一部省略の際に、診断書の代替として使用できる場合があります。
<input type="checkbox"/> (枚)	同意書	必ずご提出ください。（所定の様式、原本）
<input type="checkbox"/> (枚)	その他	

「入院・通院・手術等治療証明書（診断書）」の一部省略について（疾病等の場合）

次の要件を満たす場合には、次に掲げる書類を所定の診断書（「入院・通院・手術等治療証明書」）に代替できるものとします。

<入院・通院の場合>

- ア) 保険会社または他の共済事業で使用された診断書
 - イ) 医療機関発行の各種証明書
 - ウ) 医療機関発行の入院・通院費の領収書
 - エ) 医療機関発行の診療明細書
 - オ) その他この会が認める証明書
- （必要事項が記入されている場合）

※1 共済契約が同額で2年を経過していない場合は、初回請求時に所定の診断書を提出してください。初回請求で問題なく共済金が支払われた場合、2回目以降の請求は上記の通り一部省略できます。（組織加入単組の本人最低保障契約は、経過年数にかかわらず一部省略できます）

※2 成人病入院のご請求の場合は、「ア」のみ所定の診断書に代えることができます。

なお、がん診断共済金の請求の場合は所定の診断書をご提出ください。

（がん保障特約を付帯している場合）

<手術の場合>

認定に必要とされる項目が確認でき、共済契約が同額で2年以上経過している場合は、正式手術名称・手術コードがわかることを前提に、上記「ア」「エ」に限り、所定の診断書に代替できるものとします。

ただし、手術が「放射線治療・温熱療法」の場合は、「ア」のみの書類で代替できます。

共済契約が同額で2年未満の場合は初回請求時には、所定の診断書を提出してください。初回請求で問題なく共済金が支払われた場合、2回目以降の請求は、上記の通り一部省略できます。

処理欄	自治労単組	受付日	発送日	自治労支部	受付日	全労共済金C	受付日	備考
	/	/	/	/	/	/	/	